何土地改良区旅費規程

第１章　総　則

（目的）

第１条　本土地改良区の役職員が、職務のため旅行するときは、この規程の定めるところにより、別表に掲げる旅費を支給する。

２　役職員以外の者が、本土地改良区の依頼又は要求に応じ、職務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。

３　前項の旅費の支給について事務局長は、その都度理事長に協議し、役職員との均衡を考慮して、支給額を定めるものとする。

（役職員の定義）

第２条　前条の役職員とは、理事、監事並びに規約第29条及び第30条に定める職員をいう。

（旅費の種類）

第３条　旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃、日当、宿泊料並びに食卓料とし、順路によりこれを支給する。ただし、職務の都合又は天災その他やむを得ない事由により、順路により難い場合においては、最初の目的地に到着した日をもって、その路程を区分し計算する。

２　役職員が、旅行の出発前に旅行命令を変更（取消しを含む。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のために既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、この規程で定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行中に年度経過のあった場合）

第４条　鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過により、旅費を区分して計算する必要がある場合においては、最初の目的地に到着した日をもってその年度にその路程を計算して支給する。

（旅費の定額を異にする場合）

第５条　１日のうち旅費の定額を異にする場合においては、額の多い方の定額による旅費額を支給する。鉄道100㎞以上、陸路25㎞以上、水路50㎞以上で役職員２人以上同行し宿泊した場合において支給すべき旅費は、その多い方の旅費を支給する。

（特別の旅行及び常時の出張）

第６条　視察又は講習などのため旅行するときは、理事長は、この規程により計算した旅費額の範囲内でその旅費額を減じて、支給することができる。

２　前項の視察又は講習などのため、遠距離旅行をするときは、理事長は、必要な負担金の金額を支給することができる。

３　前項以外に、次の手当を併せて支給することができる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分  職　名 | １泊２日 | １泊増すごとに |
| 理事長、理事、監事、総代、局長 | 円 | 円 |
| 職　員 |  |  |

４　常時現場を巡視し、又は常時出張する必要がある職員については、特にその旅費額を定め、月額又は日額をもって、これを支給することができる。

第２章　　鉄道賃、船賃及び車賃

（鉄道・航空・陸路旅行）

第７条　鉄道旅行には鉄道賃を、水路旅行には船賃を、航空旅行には航空賃を、陸路旅行には車賃を支給する。ただし、陸路旅行とは、陸上の旅行であって鉄道によらないものをいう。

（車賃）

第８条　車賃は、その通過する路程を合算してこれを支給する。ただし、１㎞未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

（航空賃）

第９条　航空賃は、特に緊急やむを得ない用務のため航空機により旅行する場合に限り支給し、旅客運賃により計算する。

（旅費の計算）

第10条　旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

２　職務上必要又は天災その他やむを得ない事情により、第１項により難い場合は、その現によった経路及び方法によって計算する。

３　前項のため、運賃の等級を設けない線路による旅行（鉄道）の場合には、その運賃の実費を支給する。

（土地改良区有の船車使用のとき）

第11条　土地改良区有の船車などにより旅行する場合においては、鉄道賃、船賃又は車賃は、支給しない。

第３章　日当及び宿泊料

（日当、宿泊料の計算）

第12条　日当は、日数に応じ、宿泊料は、度数に応じて支給する。水路旅行、航空旅行には天災その他やむを得ない事由により上陸若しくは着陸又は宿泊した場合の外宿泊料を支給しない。ただし、船賃又は航空賃のほか、食卓料を要する場合は度数に応じて支給する。

（旅行日数の計算）

第13条　旅行日数は、職務のため出張地に滞在した日数及び途中天災その他やむを得ない事由で要した日数を除く外鉄道旅行に300㎞、水路旅行には200㎞、陸路旅行には50㎞について1日の割合で通算した日数を超えることはできない。ただし、１日未満の端数はこれを１日とする。

（旅費の支給）

第14条　旅行を命ぜられて出張した場合には、旅費を支給する。

２　１泊以上の旅費の支給を受けようとする職員は、所定の請求書に必要な書類を添えて提出しなければならない。

３　概算払に係る旅費の支給を受けた職員は、当該旅行を完了した後５日以内に旅費の精算をしなければならない。

４　前２項以外の旅行（以下「日帰旅行」という。）による旅費は、その月分を翌月５日までに請求しなければならない。

５　日帰旅行による旅費の支給日は、翌月の10日とする。ただし、その日が休日又は日曜日に当たるときは、その前日を支給日とする。

（定額の半額支給の場合）

第15条　鉄道100㎞未満、陸路25㎞未満又は水路50㎞未満の旅行においては職務の都合により宿泊した場合のほか、その支給すべき日当は定額の半額とする。

２　鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道３㎞、水路２㎞を陸路１㎞とみなし、前項の規定を適用する。

３　土地改良区有の車を使用する陸路旅行にあっては、前２項中「鉄道」とあるのは「土地改良区有の車による陸路」と読み替えて第２項の規定を適用する。

（同一地に長期滞在する場合）

第16条　同一地に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地に到着した日の翌日から起算して滞在日数15日を超える場合には、その超過日数につき定額の１割、30日を超える場合には、その超過日数につき定額の２割、60日を超える場合には、その超過日数につき定額の３割、100日を超える場合には、その超過日数につき定額の４割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

２　同一地に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第４章　解職及び退職者の旅費

第17条　旅行中退職又は休職となった者には、その地から勤務地までの前職又は本職担当の旅費を支給することができる。ただし、懲戒により解雇された者はこの限りでない。

２　前項の場合の旅行日数は、第13条に定める陸路の割合をもって計算した日数による。

（事務引継等のために必要な旅費）

第18条　事務引継又は残務整理のため退職者に旅行を命ずるときは、前職担当の旅費を支給する。

（国、県その他の公共団体から旅費の支給を受けるとき）

第19条　国、県その他の公共団体から旅費の支給を受けるときは、この規程による旅費はこれを支給しない。ただし、その旅費額がこの規程による旅費額より少ないときは、その差額を支給することができる。

第20条　この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

　附　則（○年○月○日の理事会で議決）

　この規程は、議決の日から施行する。

　附　則（○年○月○日の理事会で議決）

　この規程の一部改正は、議決の日から施行する。

　【備考】

　　附則は上記が分かりやすいが、下記とする方法もある。なお、内容によっては「施行する」を「適用する」として作成すること。

　　附　則

　　この規程は、議決の日（○年○月○日）から施行する。

附　則

　　この規程の一部改正は、議決の日（○年○月○日）から施行する。

　（別表）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職　名 | 鉄道賃 | 船　賃 | 車　賃 | 日　当 | 宿泊料 | 食卓料 |
| 理事長、理事、監事総代、事務局長 | 特急料金 | １等 | 実費支給 | 円 | 円 | 一夜につき  　　円 |
| 職　員 |  |  |  | 円 | 円 | 一夜につき  　 円 |

　ただし、土地改良区の車を使用した場合は、実費運賃を差し引くものとする。